【提案項目1】 航空宇宙分野の調査・研究・試験で利用する海外認証を取得した 通信機器使用の規制緩和 <愛知県提案>

現状と課題

- 航空機の無線通信システムの設計開発における調査・研究・試験に際し、海外認証(FCC・CE)を受けた高性能な海外製の通信機器を使用する場合、電波法の規定によりそのままでは使用できず、多大な費用と時間をかけ、技術基準適合証明(「技適」マーク)を取得する必要がある。
- ⇒ 「技適」マークの取得には、1機材あたり100万円程度の費用や2か月程度の期間が必要であり、研究開 発を行う上で課題となっている。

提案の具体的内容

○ アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区の構成員である企業が、一定の区域において、海外の認証 (FCC・CE)を取得している通信機器を用いて、調査・研究・試験を行う場合、「技適」マークを取得 していなくても通信機器の使用を可能とする。

期待される効果

○ 海外の高性能な通信機器を用いた研究開発、飛行実験を迅速に実施・検証できるようになり、宇宙飛行機 (スペースプレーン)の開発を始めとした、特区における航空宇宙産業に係る研究開発が推進され、企業立 地の促進や企業の生産・研究能力の拡充につながる。

規制緩和する法令

技適、FCC、CEについて

〇電波法第38条

○ 技適、FCC、CEは、それぞれ日本(技適)、米国(FCC)、欧州(CE)の基準で適合性評価を受けた機器であることを認証するもの。

【提案項目2】航空機部分品等の免税措置対象の拡充 <愛知県、三重県提案>

現状と課題

- 関税暫定措置法第4条第1号及び第2号により、次の①及び②の物品(以下「航空機部分品等」とい う。)のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので、政令で定めるものについては、関税 が免除(免税)されている。 ①航空機に使用する部分品
 - ②税関長の承認を受けた工場において航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材
- しかし、同条で「開発用」については定めていないことから、開発の用途に使用する航空機部分品等(地 上試験機の航空機部分品等や量産に移行するまでの段階で検査や試験に使用される供試体)が含まれていない。 ⇒ どの用途も航空機製造に必要不可欠であるにもかかわらず、開発の用途に使用する航空機部分品等が免税
- 対象となっていない。そのため、開発・製造コストの上でも、航空機部分品等の管理の上でも製造メーカー の負担となっている。

提案の具体的内容

関税暫定措置法第4条第1号及び第2号の免税対象を 拡充し、開発の用途に使用する航空機部分品等も免税の 対象とする。

期待される効果

- 航空機製造に必要不可欠な開発の用途に使用する航空 機部分品等が免税となることにより、開発・製造コスト
- が低減し、また、製造メーカーの管理上の負担も減少し、 企業の生産・研究開発能力の拡充につながる。

規制緩和する法令

関税暫定措置法第4条第1号及び第2号

第4条第1号•2号 飛行試験機 イメージ図 免税 に使用 有税 専ら検査 同一の 地上試験機 | や試験に| 部品•素材 に使用 Ⅰ用いる供 試体とし て使用 今回の提案で 販売用完成機 免税 免税とするもの

に使用

有税

2

関税暫定措置法

【提案項目3】 工場建設に係る建蔽率の規制緩和 <岐阜県、長野県提案>

現状と課題

- 〇 工場新設の際、建蔽率の制限があることにより、想定する大きさの工場を建築することができず、理想とする製造ラインや機械設備を設置できないケースがある。
- また、工場の増設を計画したものの、適当な用地の確保ができず、建蔽率の制限があることから、工場の増設を断念したケースがある。
- ⇒ 工場の新増設の際に、建蔽率の制限があるため、工場用地の有効活用ができない。

提案の具体的内容

〇 特区に指定された区域(工業専用地域、準工業地域及び工業地域内に限る)については、建築基準法第53条第1項に記載の建蔽率を、耐火建築物等又は準耐火建築物等に限り10%緩和する。

規制緩和する法令

D 建築基準法第53条第1項、 第3項

期待される効果

〇 工場用地を有効に活用できるとともに、企業の設備投資に係る費用を節減することができ、企業立地の促 進や企業の生産・研究能力の拡充につながる。

【建蔽率の上限:建築基準法第53条第1項】

地域•区域	建築基準法第53条第1項
工業専用地域	30%・40%・50%・60%のうち都市計画で定める割合
準工業地域	50%・60%・80%のうち都市計画で定める割合
工業地域	50%・60%のうち都市計画で定める割合